

広島県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第五十一号

広島県漁港管理条例の一部を改正する条例

広島県漁港管理条例（昭和四十年広島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「別表第二」の下に「及び別表第三」を加える。

第十一条の三の次に次の一条を加える。

（許可の制限等）

第十一条の四 知事は、管理漁港施設の使用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条の二第一項に規定する許可をしない。

一 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき、その他住民の福祉を増進する目的に照らし適当でないときと認められるとき。

二 管理漁港施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

四 その他管理漁港施設の管理及び運営上支障があると認められるとき。

2 知事は、第十一条の二第一項に規定する許可を受けた者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その許可を取り消すことができる。

3 前項の規定により許可を取り消したことによつて、第十一条の二第一項に規定する許可を受けた者に損失が生じることがあつても、県は、これに対して補償する義務を負わない。

第十二条第一項中「又は別表第二」を「から別表第三まで」に改める。

第十四条の次に次の二条を加える。

（休業日等）

第十四条の二 五日市漁港におけるプレジャーボート等を収容するために必要な施設（護岸を除く。以下「五日市漁港フィッシャリーナ施設」という。）のうち海上艇置施設及び駐車場以外の施設の休業日は、次に掲げる日とする。

		艇長一メートル以上二メートル未満 艇長二メートル以上一五メートル未満	二、四〇〇円 三、三〇〇円
	陸上艇置施設使用者が使用する場合 一台一年につき	三〇、〇〇〇円	
	その他の場合 一台一日につき	一、二五〇円	
五日市漁港フ イツシャリー ナ施設船台	陸上艇置施設使用者が使用する場合 一隻一年につき	二八、五〇〇円 三二、六〇〇円 三六、七〇〇円 四〇、八〇〇円 四四、八〇〇円 四八、九〇〇円 五三、〇〇〇円 五七、一〇〇円 六一、二〇〇円	
五日市漁港フ イツシャリー ナ施設上下架 施設	その他の場合 一隻一回につき	一、六〇〇円 一、八〇〇円 二、四〇〇円 三、三〇〇円 四、〇〇〇円 五、〇〇〇円 七、〇〇〇円	
五日市漁港フ イツシャリー ナ施設駐車場	一台一回につき 一時間までごとく 五時間を超える場合、二四時間までごとに	一八〇円 〇〇〇円 〇〇〇円	
五日市漁港フ イツシャリー ナ施設研修室	一室一時間につき	一、〇〇〇円	
五日市漁港フ イツシャリー ナ施設シャワ ー	一人一回につき	一〇〇円	

備考

一 使用料を算定する場合において、一円未満の端数が生じたときは、当該端数金額は、一円として計算する。

二 使用期間は、使用料の額が年額により定められている場合においては、暦に従い年により計算する。ただし、使用料の額が年額により定められている場合において、

使用期間が一月未満であるとき、又は使用期間に一月未満の端数があるときは、その使用期間又は端数の期間は、一月として計算する。

三 使用料の額が年額で定められている場合において、使用期間が一年に満たないとき、又は使用期間に一年に満たない端数があるときは、その使用期間又はその端数の期間の使用料は、月割により計算する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。